

賃貸借契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、PC ネットワーク（別紙仕様書のとおり）（以下「物件」という。）の賃貸借及び保守
に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、機械を甲が常時正常な状態で稼働し得るように、乙が保守し、甲
の使用に供することを目的とする。

（機器の仕様）

第2条 機器の仕様については、別紙のとおりとする。

（物件の設置）

第3条 物件の設置場所は、沖縄県土木建築部 下水道課とする。

（賃貸借及び保守期間）

第4条 この契約の期間は、令和2年3月16日から令和6年3月15日までとする。

（賃貸借料）

第5条 物件の賃貸借料は、金 円（月額 円）とする。
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項
及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83
の規定に基づき、算出したものである。

- 2 前項の賃借料は、月の初日から末日までを1月分として計算するものとする。
この場合において、当該月の使用が1月に満たないときは、当該月の日数に応じて
日割計算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て
た金額)とする。

（消費税額等）

第6条 甲は、賃貸借料にかかる消費税額及び地方消費税額を乙に支払うものとする。

- 2 契約期間中途において、消費税等の率の改正により契約金額に変更が生じた場合に
は、甲乙協議のうえ、改正後の税率により契約金額を定めるものとする。

（賃貸借料の請求及び支払）

第7条 乙は、甲に対し、毎月、前月分の賃貸借料の支払いの請求をするものとする。

- 2 甲は、前項の規定による適正な請求を受けたときは、その日から起算して30日
以内に賃貸借料を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第8条 甲の責に帰すべき事由により契約代金の支払が前条に定める支払期限までに支払われなかったときは、乙は、支払期限の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を請求することができる。ただし、風水害等その他甲の責に帰し難い事由による支払遅延に対しての期間は、これを支払遅延利息を支払う日数に参入しないものとする。

(契約保証金)

第9条 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条の規定による。

(保守)

第10条 乙は、機器を甲が常時正常な状態で使用できるように点検調整を行うものとする。

2 乙は、機器が故障した場合、甲の要請により、速やかに保守技術要員を派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

3 甲は、機器が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、機器の現状を変更するような行為をしてはならない。

4 修理等に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(保険)

第11条 乙は、乙の費用で機器に動産総合保険を付保するものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、甲が故意か又は重過失によって機器に損害を与えた場合には、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は、甲に請求しないものとする。

(機密の保持)

第13条 乙及び乙が指定する第三者は、保守の実施にあたって知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らす等、他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙が破産の申立をしたとき。

(3) 乙が契約の解除を申し出たとき。

(4) 乙又はその代理人もしくは使用人等に不正の行為があったとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 令和元年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は当該契約の一部及び全部を解除できるものとする。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

（物件の使用管理）

第15条 甲は、善良なる管理者の注意をもって物件を管理するものとする。

2 甲は、事前に書面により乙の承認を得た場合を除き、物件を譲渡し又は転貸してはならない。

3 甲がその故意又は重大な過失により、物件に損害を与えたときは、乙は、甲に対してその賠償を請求することができる。

（その他）

第16条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則12号）を遵守するものとする。

（契約に定めない事項）

第17条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙